

総会

配布：一般

2014年4月10日

原文：英語

人権理事会

第25会期

議事日程議題4

理事会の注意を必要とする人権状況

人権理事会により採択された決議

25/24.

イラン・イスラム共和国における人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言、人権に関する国際規約および他の関連する国際人権文書に基づいて、

人権理事会の諸決議 2011年3月24日の16/9、2012年4月3日の9/12 および2013年3月22日の22/23、2013年12月18日の総会決議68/184並びにイラン・イスラム共和国における人権状況に関する総会の従前の全ての諸決議を想起し、そしてこれらの諸決議において行われた理事会および総会の要請にイラン・イスラム共和国が協力していないことを憂慮し、

人権理事会に提出されたイラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者の報告および勧告¹を歓迎し、そして同報告書において指摘された進展並びにイラン・イスラム共和国へ渡航する特別報告者に許可された立ち入りがないことに重大な懸念を表明し、

¹ A/HRC/25/61.

2007年6月18日の人権理事会諸決議、同理事会の制度構築に関する5/1、および同理事会の特別手続の職務権限保持者の行動規範に関する5/2を想起し、そして職務権限保持者は、これらの諸決議およびその添付文書に従って自らの義務を遂行することになっていることを強調し、

1. 更に1年の期間の間、イラン・イスラム共和国においける人権状況に関する特別報告者の職務権限を延長することを決定し、そして特別報告者に対し、人権理事会の第28会期の同理事会へまた総会の第69会期の総会へ彼の職務権限の実施に関する報告書を提出することを要請する。

2. イラン・イスラム共和国政府に対し、特別報告者と十分に協力することおよび同国への訪問並びに職務権限の遂行を可能にするために必要なあらゆる情報へのアクセスを許可することを求める。

3. 事務総長に対し、職務権限を遂行するために必要な資源を特別報告者に提供することを要請する。

第55回会合

2014年3月28日

[21対9、棄権16の記録投票により採択された*。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルゼンチン、オーストリア、ボツワナ、ブラジル、チリ、コスタリカ、チェコ共和国、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、メキシコ、モンテネグロ、ペルー、大韓民国、ルーマニア、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

反対：

中国、キューバ、インド、インドネシア、カザフスタン、パキスタン、ロシア連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）、ベトナム

棄権：

* 投票時に一つの代表団が不在だった。

アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、コンゴ、コートジボワール、エチオピア、ガボン、ケニア、クウェート、モロッコ、ナミビア、フィリピン、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦]